

単品スライド標準様式等について

(様式第単1 - 1号)

請負代金額変更請求書

受注者が単品スライドによる請負代金額の変更を請求するときには、原則として工期の2か月前までに本書を契約検査管理課に提出する。

(様式第単1 - 2号)

請負代金額変更請求書

発注者が単品スライドによる請負代金額の変更を請求するときには、原則として工期の2か月前までに本書を受注者に提出する。

(様式第単2 - 1号)

請負代金額の変更請求に係る協議開始の日について (通知)

契約検査管理課は、様式第単1 - 1号の受理後14日以内に、スライド協議の開始日を受注者に通知する。なお、協議開始の日は、原則として 工期末の45日以上前となる。

(様式第単2 - 2号)

請負代金額の変更請求に係る協議開始の日について (通知)

契約検査管理課は、様式第単1 - 2号の請求後14日以内に、スライド協議の開始日を受注者に通知する。なお、協議開始の日は、原則として 工期末の45日以上前となる。

(様式第単3号)

請負代金変更請求額計算書

受注者は、様式第単2 - 1、2 - 2号の通知を受けた後、協議の開始の日までに、本書に変更請求額を記載し、内訳書・確認資料等を添えて工事監督員に提出する。

(様式第単4 - 1号)

建設工事請負契約書第26条に基づく請負代金額の変更について (協議)

工事担当発注課は、積算に基づく請負代金変更額の算定結果について、本書により受注者と協議するものとする。

(様式第単4 - 2号)

建設工事請負契約書第26条に基づく請負代金額の変更について (協議)

工事担当発注課は、積算に基づく請負代金変更額の算定結果で、単品スライドの対象とされない場合に、本書により受注者と協議するものとする。

(次ページへ続く)

(様式第単5号)

承諾書

受注者は、様式第単4-1号による協議について了解したことを確認するため、工事担当発注課に本書を提出する。なお、議決案件の場合は、別途変更契約書を取り交わすものとする。

(単参考様式1)

請負代金変更請求額内訳書

請求額の内訳詳細を記載し、様式第単3号に添付する。ただし、内容に差異がなければ受注者独自の書式を使用することは差し支えない。

(単参考様式2-1) ※増額スライド用

スライド額算定書

工事担当発注課が単品スライドによる変動額の算定結果を本書に記入し、起案に添付するもの。

(単参考様式2-2) ※減額スライド用

スライド額算定書

工事担当発注課が単品スライドによる変動額の算定結果を本書に記入し、起案に添付するもの。